

改 正 案	現 行
<p>（法第二十二條第一項に規定する特別の事由）</p> <p>第五條 法第二十二條第一項に規定する政令で定める特別の事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 現に公営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があつたこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によつて日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつたことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて事業主体が入居者を募集しようとしている公営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。</p> <p>四（略）</p> <p>（入居者資格）</p> <p>第六條 法第二十三條に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>一 六十歳以上の者</p> <p>二 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する障害者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの</p> <p>三 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定</p>	<p>（法第二十二條第一項に規定する特別の事由）</p> <p>第五條 法第二十二條第一項に規定する政令で定める特別の事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 現に公営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があつたこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によつて日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつたことにより、事業主体が入居者を募集しようとしている公営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。</p> <p>四（略）</p> <p>（入居者資格）</p> <p>第六條 法第二十三條に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>一 五十歳以上の者</p> <p>二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの</p> <p>三 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記</p>

める程度であるもの

四〇七（略）

八 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第一条第二項に規定する被害者でイ又はロのいずれかに該当するもの

イ 配偶者暴力防止等法第三条第三項第三号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第五条の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者

ロ 配偶者暴力防止等法第十条第一項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの

二・三（略）

4 法第二十三条第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 入居者又は同居者にイからハまでのいずれかに該当する者があ
る場合

イ 障害者基本法第二条に規定する障害者でその障害の程度が国
土交通省令で定める程度であるもの

ロ 戦傷病者特別援護法第二条第一項に規定する戦傷病者でその
障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

ハ 第一項第四号、第六号又は第七号に該当する者

二 入居者が六十歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが六
十歳以上又は十八歳未満の者である場合

三 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

5（略）

（法第二十八条に規定する収入の基準及び収入超過者の家賃の算定
方法）

載されている身体上の障害の程度が国土交通省令で定める程度で
あるもの

四〇七（略）

二・三（略）

4 法第二十三条第二号イに規定する政令で定める場合は、次のい
ずれの場合とする。

一 入居者又は同居者に障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四
号）第二条に規定する障害者でその障害の程度が国土交通省令で
定める程度のものがある場合

二 入居者が五十歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが五
十歳以上又は十八歳未満の者である場合

三 入居者又は同居者に第一項第三号、第四号、第六号又は第七号
に該当する者がある場合

5（略）

（法第二十八条に規定する収入の基準及び収入超過者の家賃の算定
方法）

第八条 (略)

2 法第二十八条第二項の規定による公営住宅の次の表の上欄に掲げる年度の毎月の家賃は、近傍同種の住宅の家賃の額から法第十六条第一項本文の規定による家賃の額を控除した額に同欄に掲げる年度の区分及び同表の下欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ同欄に定める率を乗じた額に、同項本文の規定による家賃の額を加えた額とする。

年度	入居者の収入			
	二十万円を超え二十 三万円を 八千円を 超え二十 六万円を 三千円を 超える場 合	二十万円 以下 の場合	二十 三万八 千円を 超え二十 六万八 千円を 超え三十 二万二 千円を 超える場 合	二 十 三 万 八 千 円 を 超 え 二 十 六 万 八 千 円 を 超 え 三 十 二 万 二 千 円 を 超 え る 場 合
初年度(法第二十八条第二項の規定により当該公営住宅の家賃が定められることとなつた年度をいう。以下この表において同じ。)	五分の一	四分の一	二分の一	—
初年度の翌年度	五分の二	四分の二	—	—
初年度の翌々年度	五分の三	四分の三	—	—
初年度から起算して三年度を経過した年度	五分の四	—	—	—
初年度から起算して四年度以上を経過した年度	—	—	—	—

第八条 (略)

2 法第二十八条第二項の規定による公営住宅の毎月の家賃は、近傍同種の住宅の家賃の額から法第十六条第一項本文の規定による家賃の額を控除した額に次の表の上欄各項に定める入居者の収入の区分に応じてそれぞれ下欄各項に定める率を乗じた額に、同項本文の規定による家賃の額を加えた額とする。

入居者の収入	率
二十万円を超え二十三万八千円以下の場合	七分の一
二十三万八千円を超え二十六万八千円以下の場合	四分の一
二十六万八千円を超え三十二万二千円以下の場合	二分の一
三十二万二千円を超える場合	—